

有配偶女性の就業と家計間の所得格差
—「国民生活基礎調査」を用いた考察—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

副主任研究員 何 芳

《要旨》

本稿は、「国民生活基礎調査」（1986年～2022年）の個票データを用いて、有配偶女性の就業が家計間の所得格差にどのような影響を与えていているのかを分析した。具体的には、学歴や所得に基づく同類婚の傾向変化、および夫の所得水準と妻の有業率・所得割合との関係性における時系列的な変化を確認した上で、夫の所得および夫婦所得に関するジニ係数、p90/p10、所得分位といった統計指標を用いて、妻の所得が家計間の所得格差に対して拡大あるいは縮小効果をもたらしているかどうかを考察した。

主な分析結果は以下の通りである。1) 夫婦間の学歴および所得の組み合わせを見ると、高学歴・高所得のパワーカップルの増加と低学歴・低所得のウィークカップルの減少が同時に確認された。2) すべての所得階層の夫において、妻の有業率が上昇しており、夫の所得水準と妻の就業との間にみられる負の相関関係は、徐々に弱まりつつある。3) 夫の所得の高低を問わず、妻の所得が夫婦所得に占める割合は上昇している。ただし、夫が低所得な世帯ほど妻の所得の割合が高く、上昇幅も大きい。4) 夫年齢25～59歳の夫婦に着目した場合、ジニ係数およびp90/p10のいずれの指標においても、妻の所得による家計間所得格差の縮小効果が観察された。とりわけ、夫の年齢が40代および50代の場合、その効果は顕著であった。5) 所得分位に関する分析では、妻の所得を含めることにより、所得分位の値や所属階層が改善し、妻の就業が家計の経済状況の改善に寄与していることが確認された。

本稿の分析結果から、有配偶女性に対する就業支援は、単なる労働力確保策にとどまらず、所得格差の是正策としても重要な意義を持つことが示唆される。

(備考)本稿の執筆に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第33条第1項の規定に基づき、厚生労働省より「国民生活基礎調査」（1986年～2022年）の調査票情報の提供を受けた。あわせて、複数のレビューから極めて有益なコメントをいただいたことに、ここに感謝の意を表する。なお、本稿におけるすべての誤りは筆者に帰するものである。

目 次

1. はじめに	1
2. 先行研究	3
妻の就業や所得が家計間の所得格差に与える影響	3
妻の所得効果の変化に関する諸要因	5
3. 利用するデータ	6
3.1 分析に利用するデータ	6
3.2 注目変数とサンプルの限定	6
4. 学歴と所得に基づく同類婚の傾向変化	7
4.1 稼得能力と結婚の関係	7
4.2 学歴と所得に基づく同類婚の傾向変化	10
5. 有配偶女性の就業と家計間の所得格差	12
5.1 夫の所得水準と妻の就業の関係	12
夫の所得水準と妻の就業の関係	12
夫の所得水準と妻の所得が夫婦所得に占める割合の関係	13
5.2 ジニ係数で見た妻の所得と家計間の所得格差の関係	14
所得主体別ジニ係数の変化	15
夫の年齢階級別に見た妻の所得と家計間の所得格差の関係	16
5.3 所得分位値と p90/p10 で見た妻の所得と家計間の所得格差の関係	19
6. 結論	22
参考文献	24

1. はじめに

「男女雇用機会均等法」¹が 1986 年に施行されて以来、日本における女性の社会進出が加速している²。具体的には、女性の就業率の上昇³、男女間賃金格差の縮小⁴、女性の管理職登用率の上昇⁵などにその傾向が表れている。こうした女性の労働市場における活躍は、日本の所得格差の構造にも影響を与えていていると考えられる。これまで日本では、「夫は外、妻は家庭」といった性別役割分業の慣行が根強く、夫の所得と妻の労働供給との間には負の相関関係が存在する、いわゆる「ダグラス＝有澤の法則」⁶が確認されている(有澤 1956; 武内 2006; 川口 2002; 坂本・森田 2017)。この法則によれば、夫が低所得である場合、妻の就業率が高くなり、有配偶女性の就業は家計を補填する役割を果たし、結果として家計間の所得格差の縮小に貢献すると考えられる。すなわち、夫の個人ベースで見た所得格差が大きかったとしても、夫の所得が低い世帯では妻の就業率が高まるため、夫婦合計所得で見た場合の所得格差は、相対的に小さくなる可能性がある（坂本・森田 2017）。

しかし近年では、夫が高所得であっても妻の就業率が上昇しており、「学歴同類婚」や「パワーカップル」といった言葉が示すように、夫婦ともに高学歴・高所得で、妻が労働市場においてキャリアの発展を志向する世帯が目立つようになっている。「国民生活基礎調査」⁷を用いて、夫の所得水準と妻の有業率の関係（図表 1-1）を確認すると、夫の稼働所得の高低にかかわらず妻の有業率は時系列的に上昇しているが、とりわけ夫が高所得である世帯における妻の有業率の上昇幅が大きく、夫の所得水準と妻の労働供給との間の負の相関関係が弱まりつつあることが確認される⁸。

¹ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（通称：「男女雇用機会均等法」）は、1985 年に制定され、1986 年に施行された。事業主に対し、募集・採用や配置・昇進・福利厚生、定年・退職・解雇にあたり、性別を理由とした差別を禁止することなどを定めている。

² 女性の社会進出に関連する法律としては、「男女雇用機会均等法」に加え、2016 年に施行された「女性活躍推進法」も重要であり、その影響も大きい。「女性活躍推進法」は、以下の 4 点を柱としている。1) 就労状況や労働条件における男女差の解消、2) 男性の意識改革の推進、3) 女性が活躍できる雇用環境の整備、4) 女性の職業生活と家庭生活の両立支援。

³ 総務省統計局「労働力調査」によれば、15～64 歳の女性の就業率は 1985 年には 53.0% であったが、2023 年には 73.3% にまで上昇している。出所：総務省統計局「労働力調査 長期時系列データ」
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm> （閲覧日：2025 年 1 月 17 日）

⁴ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者における男性（=100）に対する女性の所定内給与額は、1985 年には 59.6 であったが、2023 年には 74.8 まで上昇している。出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計」
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0406.html> （閲覧日：2025 年 1 月 17 日）

⁵ 厚生労働省「雇用均等基本調査」によると、企業規模 10 人以上の企業における係長相当職以上（役員を含む）に占める女性の割合は、2009 年には 10.8% だったが、2023 年には 15.1% に上昇している。出所：「2023 年雇用均等基本調査の結果概要」<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/07.pdf> （閲覧日：2025 年 1 月 17 日）

⁶ 「ダグラス＝有澤の法則」は、Douglas(1934, pp.279-294)が提唱し、有澤（1956）が日本経済において実証した法則であり、次の 3 点から構成される。第 1 の法則：世帯主の就業率は、賃金水準に関わらず高い。第 2 の法則：その他の世帯構成員の就業率は、世帯主の収入水準によって変化する。第 3 の法則：世帯構成員の就業率は、提示される賃金率に左右される。「ダグラス＝有澤の法則」については、真鍋（2005）、武内（2007）、川口（2002）などで丁寧に整理されている。

⁷ 本稿の分析では、「国民生活基礎調査」において、3 年ごとに実施される大規模調査を用いている。

⁸ 図表 1-1 によると、日本においては 1986 年～2022 年の期間において、夫の年間稼働所得が 200 万円～700 万円の世帯では、夫の所得水準が高いほど、妻の有業率の上昇幅が大きいことが確認された。また、夫の年間稼働

このように、夫の所得と妻の労働供給との負の相関関係が弱まったことにより、夫婦単位で見た場合の所得格差が拡大した可能性があると考えられる。

本稿は、厚生労働省「国民生活基礎調査」（1986年～2022年）の個票データを用いて、日本における夫婦の稼得能力の組み合わせや、夫の所得水準と妻の有業率・所得割合との関係性における時系列的な変化の特徴を把握しつつ、有配偶女性の就業および所得が家計間の所得格差の変動にどのような影響を与えていているのかを考察するものである。

分析においては、ジニ係数⁹、各所得分位値、およびp90/p10¹⁰を格差指標として用いる。ジニ係数は、所得分布の均等度合いを示す指標であり、所得分位値は分布内における相対的な位置を確認することで、所得のばらつきを把握するために用いる。また、p90/p10は、高所得層と低所得層の格差の大きさを相対的に捉える指標である。

妻の所得が家計間の所得格差の変動に与える影響に関する日本における分析としては、坂本・森田（2017）や佐々木（2019）などが挙げられるが、本稿は以下の点において、先行研究と差別化を図っている。第1に、本稿は、サンプルサイズの大きい長期時系列データを用いて、直近までの動向を把握する点に特徴がある。本稿の分析に用いる「国民生活基礎調査」（1986年～2022年）は、全国の世帯および世帯員を対象に、家族構成、年齢、学歴などの個人属性のほか、就業、所得等の幅広い項目について調査しており、所得格差の分析によく活用されている。夫婦双方の情報を詳細に取得できる調査の中では、最大規模であると言える。第2に、本稿は、夫の所得と夫婦所得に関するジニ係数、所得分位、p90/p10の比較を通じて、妻の就業および所得が家計間の所得格差に与える影響を考察する¹¹。また、妻の就業の有無別における夫の所得の分位と夫婦所得の分位の違いを確認することで、妻の所得が有配偶世帯の家計間の所得格差に及ぼす影響についても検討する。第3に、坂本・森田（2017）と佐々木（2019）は、夫婦のみ、または夫婦と子どもからなる単婚小家族世帯を分析対象としているのに対し、本稿では、夫の年齢が25～59歳であるすべての有配偶世帯を分析対象に含めている。ただし、先行研究との比較を行うため、単婚小家族世帯に限定した分析もあわせて実施している。さらに、本稿では年齢による違いについても分析を行う。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、先行研究を概観し、妻の就業や所得が家計間の所得格差に与える影響に関する実証分析を紹介するとともに、妻の所得効果の変化に関する諸要因を整理する。第3節では、本稿で用いるデータの概要を紹介する。第4節では、基本集計を通じて、学歴や所得に基づく同類婚の傾向変化、および夫の所得水準と妻の就業との関係性における時系列的な変化を確認する。第5節では、ジニ係数、所得分位値、p90/p10といった相対所得指標を

所得が700万円以上の層においても、妻の有業率の上昇幅は、500万円以下の層より大きくなっている。

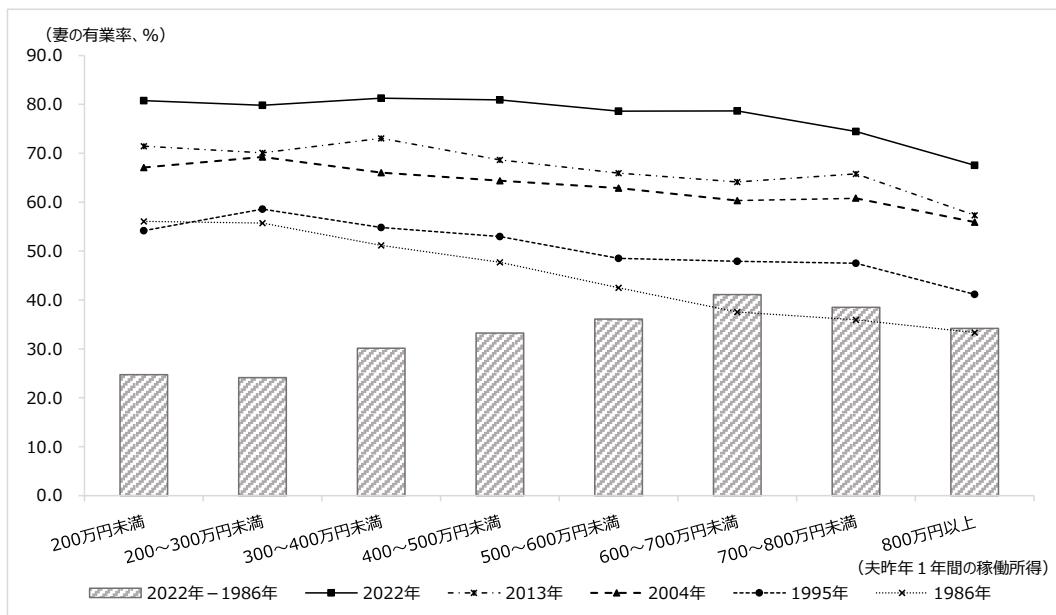
⁹ ジニ係数は、所得などの分布における均等度を示す指標である。値の範囲は0から1の間にあり、係数が0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど格差が大きいことを意味する。

¹⁰ p90はパーセンタイル90、p10はパーセンタイル10を表し、それぞれ所得分布の上位10%および下位10%の水準を示す。

¹¹ 本稿では、ジニ係数を用いて妻の所得の影響を考察する点において、坂本・森田（2017）と同様の分析手法を採用している。

用いて、妻の就業が有配偶世帯の家計間の所得格差に与える影響を分析する。第6節では、本稿の結論をまとめることとする。

図表1-1 夫の所得水準別に見た妻の有業率(妻の年齢 25~59歳)



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者作成。

注：1) 就業状態は、5月時点の状況を示している。2) 夫の年齢に条件を設けず、妻の年齢が25~59歳の夫婦に限定して集計している。3) 稼働所得は、2020年基準消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）を用いて実質化している。

2. 先行研究

妻の就業や所得が家計間の所得格差に与える影響

妻の就業や所得が家計間の所得格差に与える影響については、注目されるトピックスとして関連の先行研究が数多く蓄積されている。しかし、用いる分析手法やデータ、観察期間が異なることにより、実証分析の結果には一定のばらつきが見られる。

アメリカを対象とした分析では、Danziger (1980)、Maxwell(1990)¹²、Cancian and Reed (1998)¹³が、カナダに関しては Swidinsky (1983)¹⁴、Austen and Redmond (2013)が、OECD諸

¹² Maxwell(1990)は、アメリカの Current Population Survey (CPS)の 1947 年～1985 年のデータを用いて、女性の就業が家計間の所得格差に与える影響を分析した。1970 年までは、夫が低所得である世帯における妻の高い就業率が、家計間の所得格差の縮小に寄与していた。一方、その後は、夫が高所得で、かつ本人の所得が平均以上である妻の就業率が上昇しており、有配偶女性の就業率が継続的に上昇することは、将来的に家計間の所得格差を拡大させる可能性があると指摘している。

¹³ Cancian and Reed (1998)は、アメリカのデータを用いて 1979 年と 1989 年を比較した結果、妻の所得には家計間の所得格差を縮小させる効果があることを確認している。

¹⁴ Swidinsky (1983)は、カナダの 1977 年のデータを用いて、妻の所得は家計間の所得格差を縮小させ、貧困確率を引き下げる効果を持つことを明らかにしている。

国に関しては Nieuwenhuis et al. (2017)¹⁵が、それぞれ妻の所得が家計間の所得格差を縮小させる効果を持つことを確認している。一方で、オーストラリアに関する Austen and Redmond (2013) の研究では、1982 年～1996 年の期間においては妻の所得が所得格差を拡大させる効果を持ち、1996 年～2008 年の期間においては格差を縮小させる効果があることが示されている¹⁶。

また、上述の分析はいずれも、家計間におけるその時点の年間所得格差の状況に着目しているが、Shaw (1989)は、アメリカのパネル調査である Panel Study of Income Dynamics (PSID)を用い、有配偶女性の労働供給が出産や育児の影響を受けやすいことに着目した上で、年間所得と生涯所得の両方を用いて、妻の就業が家計間の所得格差に与える影響を考察している。その結果、妻の所得による格差縮小効果は、年間所得の格差よりも生涯所得の格差に対してより大きいことが確認された¹⁷。

日本に関する研究としては、安部・大石 (2006)、Abe and Oishi(2007)¹⁸が「所得再分配調査」を用い、夫婦のみ世帯および夫婦と子どものみの世帯に限定して分析を行い、その結果、日本では、1980 年代後半から 2000 年代前半にかけて、妻の所得には家計間の所得格差を縮小させる効果があることを確認している。一方、「家計調査」(1966 年～1991 年) を用いた橋木・八木 (1994) や、「所得再分配調査」(1996 年、2002 年) を用いた浦川 (2007) の研究では、妻の所得が家計間の所得格差の拡大に寄与することが確認されている。さらに、「社会階層と社会移動に関する全国調査」(SSM 調査) (1985 年、1995 年、2005 年) を用いた尾嶋 (2011) の研究では、世帯主の年齢が 30 代の場合には妻の所得が所得格差の拡大に寄与する一方、40 代および 50 代の場合には、所得格差の縮小に寄与することが観察されている。

坂本・森田 (2017)は、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」(1994 年～2013 年)を用いて、妻の所得が家計間の所得格差に与える影響や、妻の就業履歴の違いによって家計間の所得格差にどのような差異が生じるのかについて分析を行った。その結果、以下の点が確認されている。まず、妻の所得が家計間の所得格差に与える影響については、2000 年代初めまでは格差の拡大に、2000 年代後半以降は格差の縮小に寄与している。夫が正規就業である場合、2000 年代以後、妻の所得は格差縮小に作用している。夫が 30 代の場合、妻の所得は所得格差の拡大に寄与し

¹⁵ Nieuwenhuis et al. (2017)は、Luxembourg Income Study(LIS)の 1973 年～2013 年のデータを用い、OECD 諸国における妻の所得が家計間の所得格差に与える影響を分析した。その結果、分析期間中に夫婦間の所得水準の相関が強まったことが家計間の所得格差を拡大させる要因となったものの、妻の間での所得格差が縮小したことの効果がこれを上回り、総じて、妻の所得は家計間の所得格差の縮小に寄与していることが確認された。

¹⁶ Austen and Redmond (2013)は、オーストラリアを対象とした分析において、1982 年～1996 年までは女性の所得増加が主に夫が高所得の家計に集中しており、家計間の所得格差を拡大させる方向に働いていたとする。一方、1996 年～2008 年では、女性の所得増加が主に夫が低所得の家計に集中していたため、所得格差の縮小に寄与していたと報告している。

¹⁷ 本稿は、利用するデータの制約により、多くの先行研究と同様に年間所得に着目し、妻の就業や所得が家計間の所得格差に与える影響を分析している。ただし、生涯所得に着目することも、今後の重要な視点であると考えている。

¹⁸ 安部・大石 (2006) は、「所得再分配調査」の 1987 年および 2002 年のデータを用い、世帯主年齢 25～59 歳の「夫婦のみ」世帯および「夫婦と未婚の子どものみ」の世帯に焦点を当てて分析を行っている。Abe and Oishi(2007)は、「所得再分配調査」の 1987 年、1990 年、1993 年、1996 年、1999 年、2002 年のデータを用い、夫が世帯主で 1928～1972 年生まれの世帯に着目して分析を実施している。

ているが、夫が40代の場合には、所得格差の縮小に寄与している。さらに、コホート別に見ると、いずれのコホートにおいても妻の年齢が20～30代のときは、妻の所得は所得格差の拡大に作用し、40代では縮小効果を持つことが確認されている。

妻の所得効果の変化に関する諸要因

女性の就業や所得が家計間の所得格差にどのような影響を与えていているのかについては、これまでの研究で主に以下の4点から整理されている。

第1に、結婚時のパートナー選択における個人属性の組み合わせの傾向変化が、女性の就業や所得の効果に影響を与えている点が挙げられる。具体的には、類似した属性を持つ者同士の結婚、特に学歴や所得に基づく同類婚（*positive assortative mating*）の傾向が強まると、女性の所得は家計間の所得格差の拡大に寄与すると考えられる。同類婚に関する欧米の研究では、学歴、賃金、労働時間、家庭内の家事育児の分担など、さまざまな側面で夫婦間の格差が縮小する傾向が確認されている（Schwartz and Mare 2005; Choo and Siow 2006; Greenwood et al. 2014など）。一方で、日本における研究では、佐々木（2019）、三輪（2007）、岩澤（2013）により、日本では同類婚の傾向が弱まりつつあることが示されている。なお、同類婚といつても、高学歴・高所得の者同士の結婚と、低学歴・低所得者同士の結婚に分けて考えることができるために、本稿第4節では、夫婦の学歴および所得の組み合わせに着目し、「パワーカップル」と「弱いカップル」に分類して、日本における同類婚の傾向変化を確認する。

第2に、夫の所得と妻の就業との間にみられる負の相関関係が弱まったことが、妻の就業および所得の効果に影響を与えている。Maxwell(1990)や Morissette and Hou (2008)の研究では、夫の所得が妻の就業に与える影響が弱まっていることが確認されている。日本の研究では、「消費生活に関するパネル調査」（1993年～1997年）を用いた小原（2001）や、総務省「就業構造基本統計調査」（1979年～2002年）を用いた真鍋（2005）において、夫の所得と妻の就業との負の相関関係が弱まっていることが示されている。本稿では、「国民生活基礎調査」の直近までのデータを用いて、夫の所得と妻の就業との関係性における時系列的な変化を考察する。

第3に、共働き夫婦が全世帯に占める割合の増加も、家計間の所得格差の状況に影響を与えており。日本における有配偶女性の労働力率は、1985年には51.1%であったが、2022年には57.2%まで上昇している（出所：総務省「労働力調査」）¹⁹。このような共働き世帯の増加は、家計間の所得格差の動向に影響を及ぼすと考えられる。

第4に、稼得能力と結婚確率との関係性の変化も、有配偶世帯の家計間の所得格差に影響を与えている可能性がある。晩婚化は特に低学歴・低所得の男性を中心に進んでいる傾向があり、また、福田（2012）や何（2018）の研究では、女性の稼得能力が高いことが結婚確率に正の影響を与えることが確認されている。

¹⁹ 厚生労働省『2022年版働く女性の実情』付表4より引用。<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsudo/22.html>（閲覧日：2025年1月23日）

本稿では、「国民生活基礎調査」(1986年～2022年)の個票データを用いて、上記の4つの要因に関する時系列的な変化を確認した上で、ジニ係数、所得分位、p90/p10などの指標を用いて、妻の就業および所得が有配偶世帯の家計間の所得格差に与える影響について考察する。

3. 利用するデータ

3.1 分析に利用するデータ

本稿の分析では、厚生労働省「国民生活基礎調査」(1986～2022年)の個票データを用いて分析を行う。「国民生活基礎調査」は、国民の生活実態を把握することを目的として実施されている調査であり、保健・医療・福祉・年金・就業・所得など、暮らしに関わる幅広い事項について質問している。同調査は1986年に第1回調査が実施され、その後、3年ごとに大規模調査が行われており、中間年には世帯の基本事項及び所得の状況について、小規模な簡易調査が実施されている。本稿では、1986年～2022年に実施された大規模調査年のデータを用いて分析を行っている。なお、大規模調査年における「国民生活基礎調査」の調査票は、世帯票、健康票、介護票、所得票、貯蓄票の5種類に分かれているが、本稿では所得格差を対象とした分析を行うため、主に世帯票および所得票を利用している。なお、世帯票は調査年の6月、所得票は7月にそれぞれ実施されている。

3.2 注目変数とサンプルの限定

本稿は、有配偶女性の就業が家計間の所得格差に与える影響に着目しており、分析においては、調査前年の1年間の稼働所得に注目する。「国民生活基礎調査」において稼働所得とは、雇用者所得²⁰、事業所得²¹、農耕・畜産所得²²、家内労働所得²³の合計を指し、おおむね労働所得とみなすことができる。分析では、2020年基準の消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）を用いて、インフレ調整を行い、実質稼働所得を用いている。

さらに、定年の影響が労働供給や稼働所得に反映されることを避けるため、主たる分析対象は夫の年齢が25～59歳である夫婦のサンプルに限定する。ただし、夫の所得と妻の就業との関係を分析する際には、妻の年齢による就業選択傾向の影響を排除するため、夫の年齢に制限を設けず、妻の年齢が25～59歳の夫婦のサンプルに限定する。

²⁰ 雇用者所得とは、世帯員が勤め先から受け取った給料・賃金・賞与の合計金額を指し、税金や社会保険料を含む。なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給（有価証券や食事の提供など）については、時価で見積もった額に換算して含めている。

²¹ 事業所得とは、世帯員が事業（農耕・畜産事業を除く。）によって得た収入から、仕入原価および必要経費（税金、社会保険料を除く。以下同じ。）を差し引いた金額を指す。

²² 農耕・畜産所得とは、世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から、仕入原価や必要経費を差し引いた金額を指す。

²³ 家内労働所得とは、世帯員が家庭内労働によって得た収入から、必要経費を差し引いた金額を指す。

分析に用いるサンプルの分布は、図表 3-1 に示している。なお、稼働所得の情報はすべての調査年で把握されているが、学歴に関しては 2010 年以降の調査でのみ収集されている。図表 3-1 を見ると、分析対象となる夫婦のサンプル数は、1986 年には約 16 万組、2022 年には約 5 万 7 千組である。

図表 3-1 分析に用いる夫婦のサンプル数

調査年	夫婦のサンプル数（組）	
	稼働所得	学歴
1986年	160,447	
1989年	155,456	
1992年	146,076	
1995年	134,469	
1998年	125,451	
2001年	118,287	
2004年	100,434	
2007年	98,598	
2010年	89,734	77,293
2013年	83,123	71,878
2016年	75,285	62,803
2019年	69,825	57,500
2022年	56,853	47,809
Total	1,414,038	317,283

注：夫の年齢が 25～59 歳である夫婦を対象に集計している。学歴は調査時点の年齢、稼働所得は調査前年の年齢に基づいている。

4. 学歴と所得に基づく同類婚の傾向変化

パワーカップルの増加の背景には、高学歴同士あるいは高所得同士の結婚の増加があると考えられる。本節では、「国民生活基礎調査」を用い、夫婦の学歴と所得水準の組み合わせに着目し、夫婦をパワーカップルとウィークカップルに分類して、日本における同類婚の傾向変化を確認する。

本稿は、有配偶世帯の家計間の所得格差に着目して分析を行っているが、第 2 節で述べたように、稼得能力と結婚確率の関係性の変化も、家計間の所得格差の状況に影響を及ぼす可能性がある。そこで本節では、同類婚の傾向変化を確認する前に、まず結婚の有無に関するセレクションに着目し、学歴および稼働所得の 2 つの指標を用いて、稼得能力と結婚との関係を確認する。

4.1 稼得能力と結婚の関係

本節では、学歴別の有配偶率および性別・配偶状態別の所得分布の時系列変化を確認することで、稼得能力と結婚の関係について考察する。

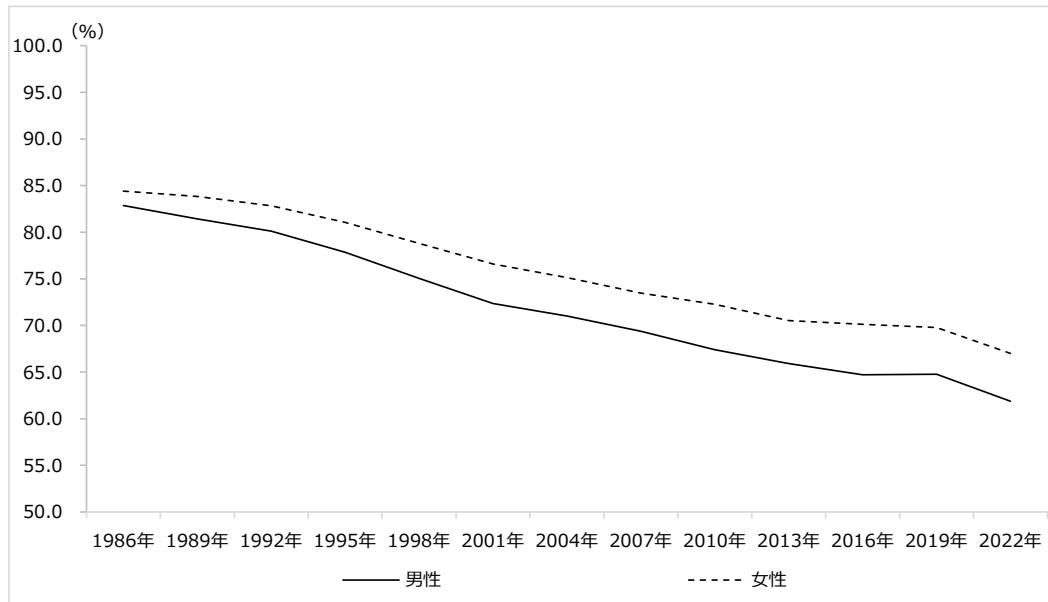
図表 4-1 は、25～59 歳の男女別に見た有配偶率の時系列的推移を示している。女性の有配偶率は男性より高いものの、男女ともに有配偶率は時系列的に低下傾向にある。有配偶率は、1986 年

において男性 82.9%、女性 84.4%であったが、2022 年には男性 61.9%、女性 67.0%まで低下している。また、図表 4-1 では示していないが、離別・死別率についても、時系列的に緩やかに上昇している。

図表 4-2 は「25～59 歳」の男女における学歴別の有配偶率の推移を、2010 年～2022 年の期間で示している。特に 2019 年～2022 年の期間においては、すべての学歴階層の男女において有配偶率が低下していた。一方で、2010 年～2019 年の期間においては、高卒以下の男女および大学・大学院卒の男性において有配偶率が低下したのに対し、大学・大学院卒の女性では有配偶率が穏やかに上昇していた。また、同期間における高専・短大卒の男女の有配偶率には大きな変化は見られず、概ね横ばいで推移している。

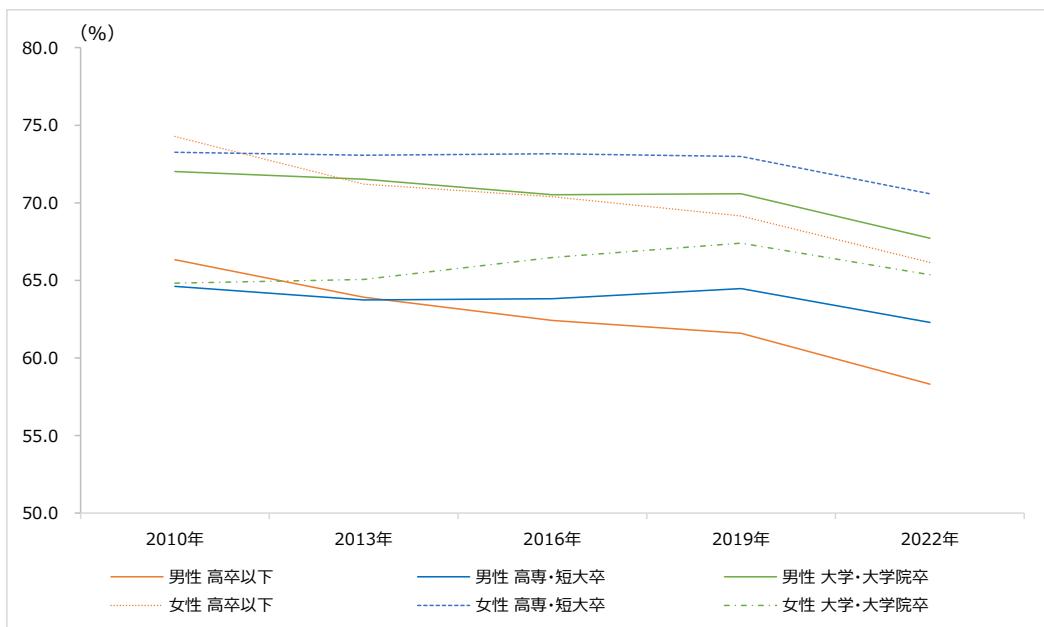
学歴の差は、教育によって得られる人的資本の違いを反映しており、人的資本の差が労働市場における賃金の差に結びつくことから、学歴は稼得能力の代理指標として用いられることが多い。有配偶率の時系列的低下という全体的な傾向の中で、晩婚化・未婚化が高卒以下の低学歴層の男女および大学・大学院卒の男性を中心に進んでいることは、男性においては高所得層・低所得層の両方で、女性においては主に低所得層で、晩婚化・未婚化の傾向が見られることを示唆している。

図表 4-1 男女別有配偶率の推移(25～59 歳)



出所：「国民生活基礎調査」（1986 年～2022 年）より筆者作成。

図表 4-2 男女別・学歴別有配偶率の推移(25～59 歳)

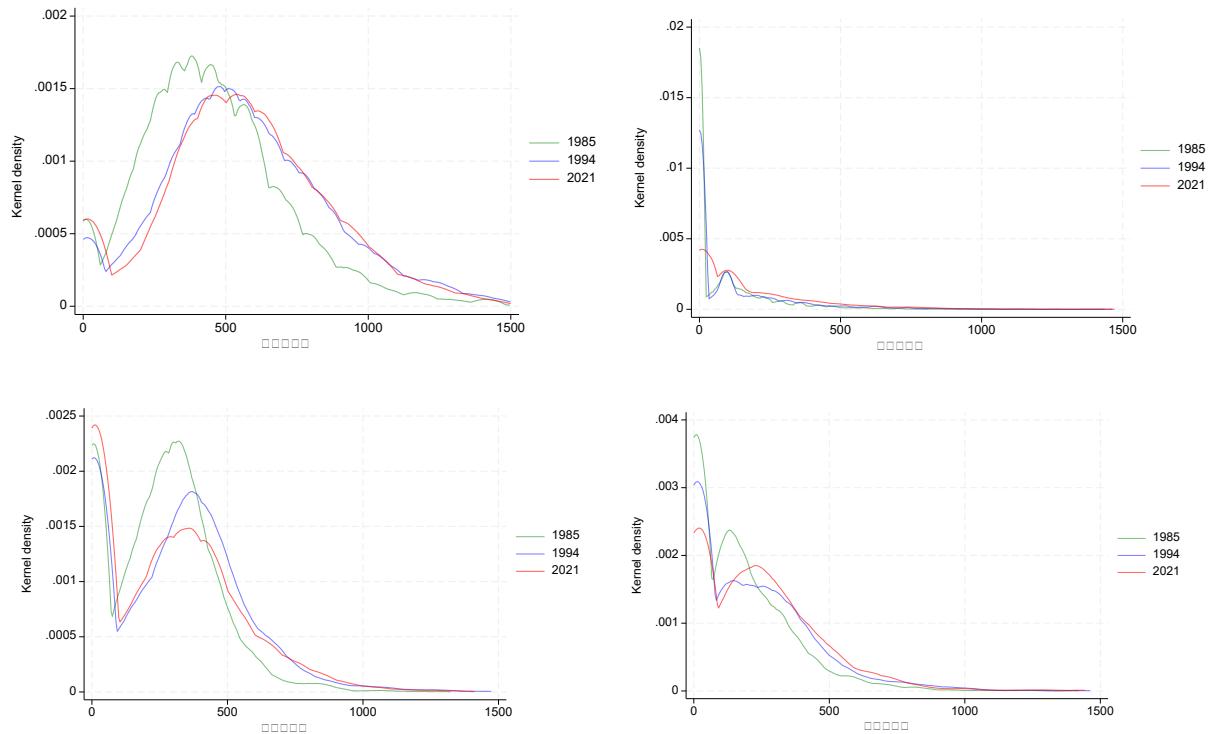


出所：「国民生活基礎調査」（2010 年～2022 年）より筆者作成。

最後に、図表 4-3 は、1985 年、1994 年、2021 年の 3 年における、カーネル密度推定に基づく男女別・配偶状態別の所得分布の変化を示している。有配偶男性については、所得分布の中央値が 1985 年に比べて 1994 年および 2021 年では大きく右にシフトしている。1994 年と 2021 年の分布はほぼ重なっているものの、中央値より左側の低所得層の厚みは 2021 年にかけて低下し、中央値より右側の高所得層の厚みはわずかに増加している。有配偶女性については、1985 年と 1994 年の所得分布はほぼ一致しているが、2021 年になると所得 0 円付近の厚みが大幅に低下し、全体的に所得が増加する傾向が見られる。

無配偶男性については、1985 年と比較して 1994 年および 2021 年では中央値が右にシフトしている一方で、中央値の厚みが低下しており、低所得層と高所得層の両方において厚みが増していることから、無配偶男性の間で所得の二極化が進んでいることが示唆される。無配偶女性については、所得 0 円近辺の厚みが大幅に低下し、中央値は右にシフト、高所得層の厚みも増しており、無配偶女性全体で所得水準の上昇が確認される。

図表 4-3 男女別・配偶状態別の稼働所得分布(25~59 歳)



出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者作成。

注：25~59 歳の男女に限定して集計している。

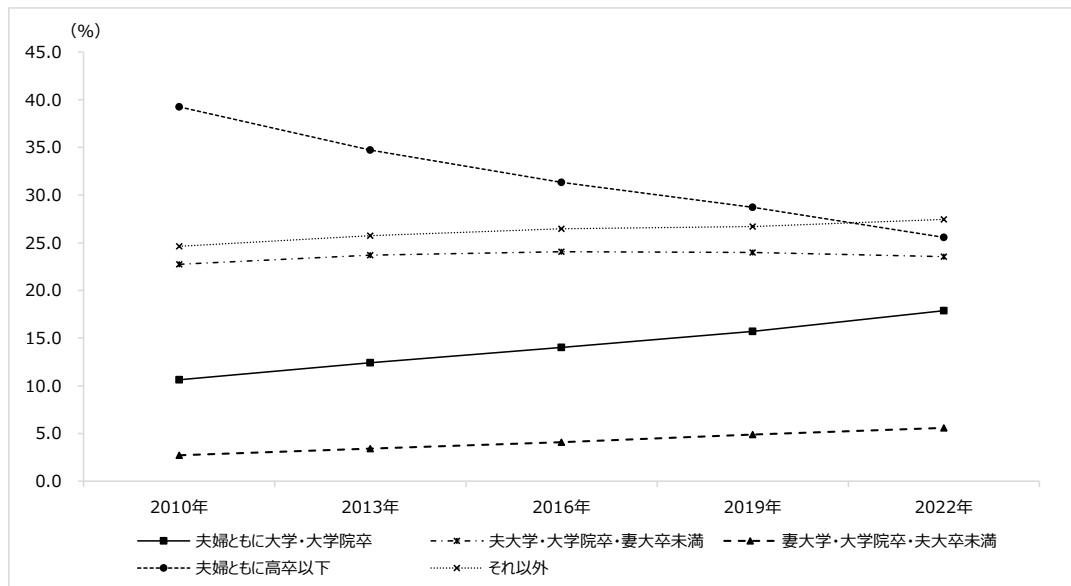
4.2 学歴と所得に基づく同類婚の傾向変化

学歴や所得に基づく同類婚の増加は、家計間の所得格差拡大の一因と見なされている。本節では、「国民生活基礎調査」を用いて、学歴および所得による夫婦の組み合わせの特徴を確認し、日本における同類婚の傾向変化を把握する。また、同類婚の構造変化をより詳細に分析するために、夫婦ともに高学歴・高所得である「パワーカップル」と夫婦ともに低学歴・低所得である「 wiークカップル」に分類し、それぞれの割合の変化についても考察する。

図表 4-4 は、2010 年～2022 年における夫婦の学歴の組み合わせの傾向変化を示している。これによると、「国民生活基礎調査」においても、夫婦が同じ学歴を有する「学歴同類婚」の割合は低下傾向にある²⁴ことが確認された。さらに詳しく見ると、「学歴同類婚」のうち、夫婦ともに大学・大学院卒の割合は時系列的に上昇し、夫婦ともに高卒以下の割合は時系列的に低下している。学歴を指標とした場合、パワーカップルの増加と wiークカップルの減少が確認される。パワーカップルの増加は、有配偶世帯における家計間の所得格差の拡大要因となり得る一方、wiークカップルの減少は、家計間の所得格差の縮小に寄与する可能性がある。したがって、夫婦の学歴に関する傾向変化からは、有配偶世帯における所得格差が一方向に変化しているとは必ずしも言えず、相反する影響が同時に生じている可能性が示唆される。

²⁴ 「夫婦ともに大学・大学院卒」および「夫婦ともに高卒以下」の合計割合は、2010 年には 49.9% であったが、2022 年には 43.4% に低下している。

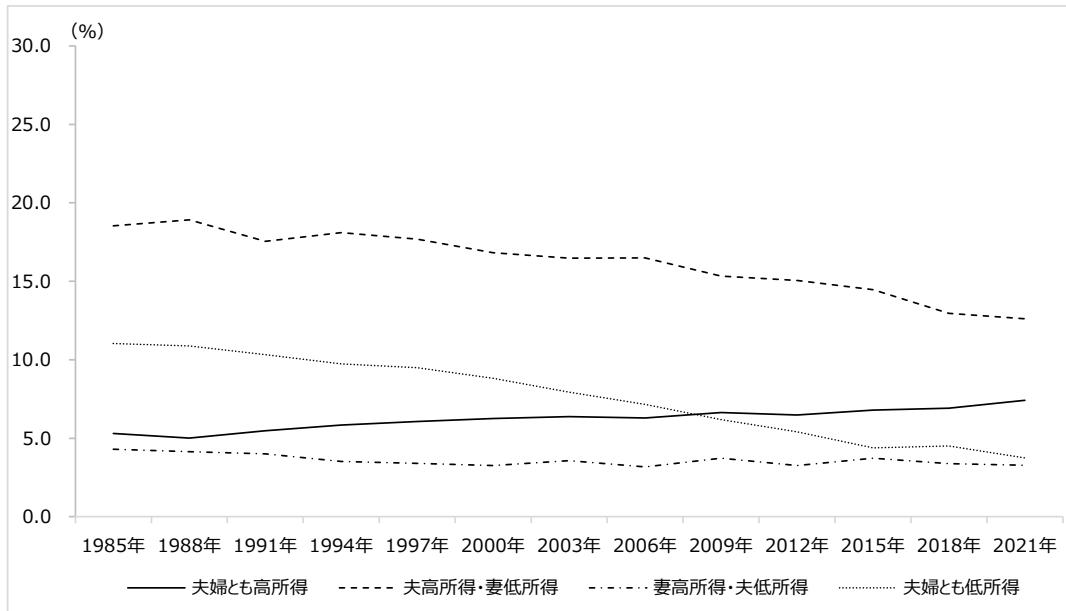
図表 4-4 夫婦の学歴組み合わせの傾向変化(妻の年齢 25~59 歳)



出所：「国民生活基礎調査」（2010 年～2022 年）より筆者作成。

次に、夫婦の所得水準の組み合わせの変化から、同類婚の傾向変化を確認する。図表 4-5 は、妻の年齢が 25~59 歳である夫婦に限定し、夫婦の所得水準の組み合わせの時系列的な推移を示している。分析にあたっては、年次・5 歳刻みの年齢階級・性別に基づいて稼働所得の所得分位を作成し、第 1 四分位層（下位 25%）を「低所得」、第 4 四分位層（上位 25%）を「高所得」と定義した。その結果、時系列的に見ると、夫婦ともに高所得の家計は緩やかに増加し、夫婦ともに低所得の家計は緩やかに減少していることが観察された。所得指標を用いた指標においても、パワーカップルの増加とウィークカップルの減少が確認された。

図表 4-5 夫婦の所得水準組み合わせの変化(妻の年齢 25~59 歳)



注：低所得は稼働所得の第 1 四分位層、高所得は第 4 四分位層として定義している。所得分位は、無配偶者を含む個人サンプルを対象に、年次、5 歳刻みの年齢階級、性別ごとに作成している。

5. 有配偶女性の就業と家計間の所得格差

5.1 夫の所得水準と妻の就業の関係

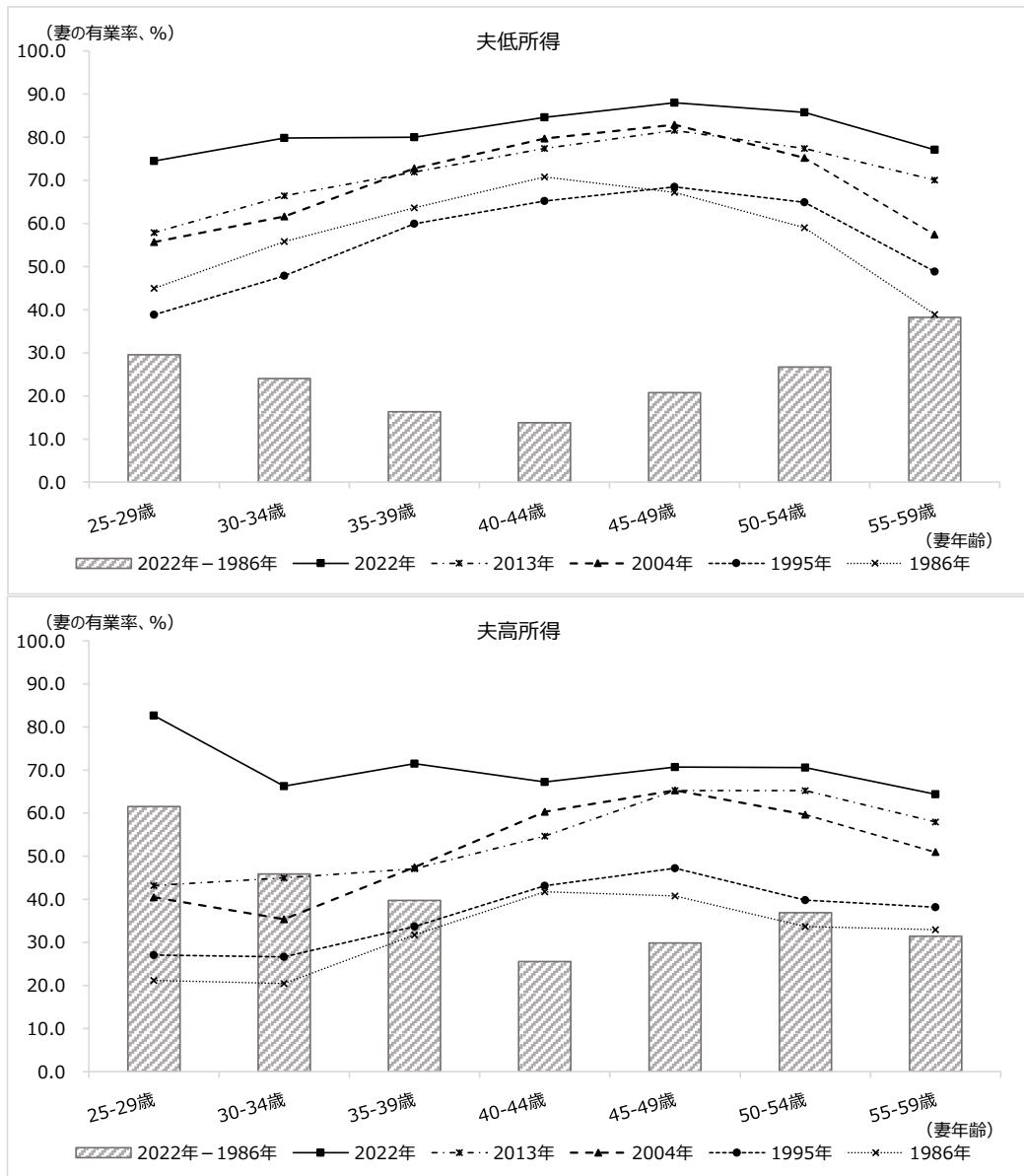
有配偶女性の労働供給が全体として増加傾向にある中で、仮に高学歴または高所得の夫を持つ妻ほど労働供給をやす傾向があるとすれば、妻の就業が有配偶世帯における家計間の所得格差の拡大を助長する可能性がある。本節では、夫の所得水準と妻の有業率、ならびに妻の所得が夫婦所得に占める割合との関係について検討する。

夫の所得水準と妻の就業の関係

図表 5-1 は、妻の年齢階級および夫の所得水準別に、妻の有業率を示している。ここでは、第 1 四分位層を「低所得」、第 4 四分位層を「高所得」と定義している。有配偶世帯間での比較を行うため、所得分位は年次、5 歳刻みの年齢階級、性別、配偶状態別に作成した。図中では、折れ線が各年次における各年齢階級の妻の有業率を、棒グラフが 2022 年調査時点と 1986 年調査時点における妻の有業率の差分を示している。図表 5-1 からは、以下の点が確認された。夫の所得水準にかかわらず、妻の有業率は全体として上昇している。特に、夫が高所得の場合における妻の有業率の上昇幅が大きい。ほとんどの年齢階級において、夫が低所得である世帯の方が妻の有業率が高い傾向があるが、25~29 歳の年齢階級では、2022 年において夫が高所得の妻の有業率が夫低所得の妻を上回っている。妻の有業率の上昇幅は、夫が低所得の場合には妻の年齢が 34 歳以下および 45 歳以上で相対的に大きく、夫が高所得の場合には年齢を問わず上昇幅が大きいが、特に妻の年齢が

39歳以下および50~54歳の層で顕著である。

図表 5-1 夫の所得水準と妻の有業率



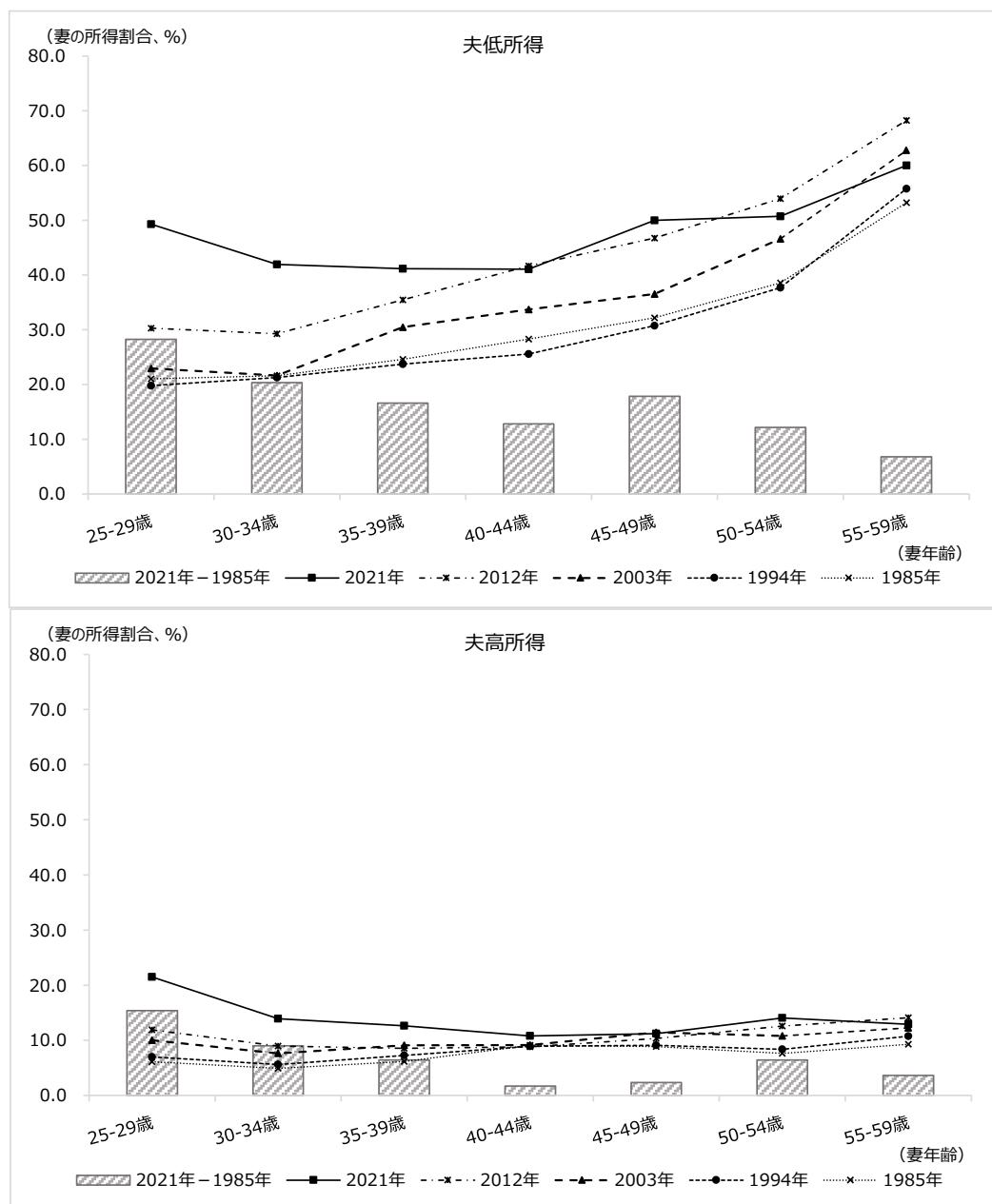
注：夫の「低所得」は、夫の稼働所得が第1四分位に該当する場合、「高所得」は第4四分位に該当する場合として定義している。所得分位は、年次、年齢階級、性別、配偶状態ごとに作成している。

夫の所得水準と妻の所得が夫婦所得に占める割合の関係

図表 5-2 は、夫の所得水準別に、妻の所得が夫婦合計所得に占める割合を示している。折れ線は各年次における各年齢階級の妻の所得割合を、棒グラフは 2021 年と 1985 年の間ににおける各年齢階級の妻の所得割合の差分を示している。図表 5-2 から、以下の点が確認される。夫が低所得である場合の方が、妻の所得が夫婦合計所得に占める割合が高く、妻の所得が家計に与える影響も大きい。夫の所得水準にかかわらず、妻の所得が夫婦所得に占める割合は時系列的に上昇しているが、特に夫が低所得である世帯ほど、その割合は高く、かつ上昇幅も大きい。一方で、夫が高所得であ

る世帯においても、妻の年齢が39歳以下の場合には、妻の所得割合の上昇幅が大きく、妻の所得が家計に与える影響力が強まっていることがうかがえる。

図表5-2 夫の所得水準と妻の所得が夫婦所得に占める割合



注：1) 夫の「低所得」は、夫の稼働所得が第1四分位に該当する場合、「高所得」は第4四分位に該当する場合として定義している。所得分位は、年次、年齢階級、性別、配偶状態ごとに作成している。2) 妻の所得割合は、(妻の所得÷夫婦合計の所得) ×100 により算出している。

5.2 ジニ係数で見た妻の所得と家計間の所得格差の関係

本節では、夫婦所得のジニ係数と夫の所得のジニ係数を比較することで、妻の所得が家計間の所得格差に与える影響を考察する。夫婦所得のジニ係数が夫の所得のジニ係数より小さい場合、妻の

所得が有配偶世帯の家計間の所得格差の縮小に寄与していると解釈される。分析においては、すべての夫婦を対象とした「夫就業形態計」のほか、相対的に雇用が安定している「夫一般常雇者」²⁵の夫婦に限定した分析も実施する。さらに、坂本・森田（2017）、安部・大石（2006）、佐々木（2019）などの先行研究では、夫婦のみ、または夫婦と子どもからなる「単婚小家族世帯」に限定した分析が行われている。これらの研究と結果を比較可能にするため、本節では、全世帯に加え、単婚小家族世帯に限定した分析も行う。なお、本稿における「全世帯」とは便宜的な呼称であり、夫婦を単位とし、世帯類型を問わず、データ上マッチング可能なすべての夫婦を対象としていることを意味する。

所得主体別ジニ係数の変化

図表5-3は、夫の年齢が25～59歳である夫婦のサンプルに限定し、夫就業形態計と夫一般常雇者、また全世帯と単婚小家族世帯に分類して、所得主体別ジニ係数の時系列的変化および夫婦所得のジニ係数と夫の所得のジニ係数との差を示している。分析には、夫の所得と妻の所得の両方が把握できる夫婦のサンプルを用いている。

まず、夫の所得、妻の所得、夫婦所得それぞれのジニ係数の時系列的変化を見ると、夫就業形態計においては、夫の所得・夫婦所得とともに2021年のジニ係数は1985年より小さくなっていること、所得格差は縮小していることが確認される。また、夫就業形態計と夫一般常雇者を比較すると、前者の方がジニ係数が大きく、より格差が大きい傾向にある。加えて、両者のいずれにおいても、妻の所得のジニ係数は時系列的に低下傾向を示しており、有配偶女性の間での所得格差が縮小していることがうかがえる。一方で、夫の所得および夫婦所得のジニ係数の時系列的変動幅は、相対的に小さい傾向にある。

妻の所得が家計間の所得格差に与える影響について、図表5-3における(3a)～(1a)～(3d)～(1d)の値が正であれば、夫婦所得のジニ係数が夫の所得のジニ係数より大きいことを意味し、妻の所得が所得格差の拡大に寄与していると解釈できる。一方、差分が負であれば、夫婦所得のジニ係数が夫の所得のジニ係数より小さく、妻の所得が格差の縮小に寄与していることを示している。

図表5-3の結果から、以下の点が確認された。まず、夫就業形態計（ケースa,c）および夫一般常雇者（ケースb,d）のいずれにおいても、すべての調査年（1985年～2021年）において、夫婦所得のジニ係数は夫の所得のジニ係数より一貫して小さく、妻の所得が有配偶世帯の家計間の所得格差の縮小に寄与していることがわかる。また、ケースaおよびc（全体）に比べて、ケースbおよびd（夫が一般常雇者）のジニ係数の差分が相対的に小さいことから、夫が非正規雇用または自営業である家計に比べ、夫が正規雇用である家計では、妻の所得による格差縮小効果がやや小さいと推察される。

次に、夫就業形態計では2000年以降、夫一般常雇者の家計では2006年以降、夫の所得のジニ

²⁵ 「国民生活基礎調査」において、一般常雇者とは、契約期間の定めのない雇用者、または契約期間が1年以上の雇用者を指す。

係数と夫婦所得のジニ係数の差分が拡大しており、妻の所得による所得格差の縮小効果が強まっていることがわかる。さらに、2009年以降においては、ケースaおよびcにおける夫婦所得のジニ係数が低下傾向にあり、有配偶世帯全体における家計間の所得格差が縮小していることが示唆される。

図表5-3 所得主体別ジニ係数の変化(夫の年齢25~59歳)

	夫就業形態計(全世帯)				夫一般常雇者(全世帯)			
	(1a)夫所得	(2a)妻所得	(3a)夫婦所得	(3a)-(1a)	(1b)夫所得	(2b)妻所得	(3b)夫婦所得	(3b)-(1b)
1985年	0.343	0.740	0.326	-0.017	0.266	0.760	0.257	-0.009
1988年	0.351	0.748	0.333	-0.018	0.275	0.765	0.266	-0.009
1991年	0.343	0.735	0.329	-0.013	0.274	0.746	0.267	-0.007
1994年	0.333	0.738	0.323	-0.011	0.265	0.753	0.264	-0.001
1997年	0.328	0.731	0.319	-0.009	0.264	0.745	0.264	-0.001
2000年	0.345	0.727	0.331	-0.014	0.284	0.741	0.282	-0.002
2003年	0.330	0.714	0.312	-0.017	0.259	0.733	0.258	-0.001
2006年	0.335	0.711	0.317	-0.017	0.273	0.726	0.268	-0.005
2009年	0.356	0.685	0.327	-0.028	0.289	0.697	0.276	-0.013
2012年	0.335	0.676	0.310	-0.025	0.280	0.683	0.268	-0.012
2015年	0.344	0.661	0.310	-0.034	0.284	0.671	0.266	-0.019
2018年	0.341	0.632	0.306	-0.034	0.288	0.637	0.265	-0.023
2021年	0.333	0.624	0.301	-0.032	0.287	0.628	0.268	-0.019
	夫就業形態計(単婚小家族世帯)				夫一般常雇者(単婚小家族世帯)			
	(1c)夫所得	(2c)妻所得	(3c)夫婦所得	(3c)-(1c)	(1d)夫所得	(2d)妻所得	(3d)夫婦所得	(3d)-(1d)
1985年	0.325	0.757	0.308	-0.017	0.259	0.784	0.250	-0.009
1988年	0.336	0.767	0.319	-0.017	0.268	0.791	0.259	-0.009
1991年	0.330	0.756	0.318	-0.012	0.265	0.768	0.259	-0.006
1994年	0.318	0.765	0.309	-0.009	0.256	0.780	0.255	-0.001
1997年	0.317	0.755	0.308	-0.010	0.257	0.773	0.255	-0.002
2000年	0.329	0.750	0.315	-0.014	0.271	0.763	0.266	-0.005
2003年	0.320	0.737	0.305	-0.015	0.257	0.759	0.256	0.000
2006年	0.314	0.732	0.299	-0.015	0.259	0.744	0.253	-0.005
2009年	0.345	0.702	0.316	-0.029	0.283	0.714	0.268	-0.015
2012年	0.324	0.688	0.300	-0.024	0.274	0.697	0.262	-0.012
2015年	0.330	0.669	0.297	-0.034	0.277	0.682	0.258	-0.019
2018年	0.331	0.637	0.296	-0.035	0.279	0.640	0.255	-0.024
2021年	0.323	0.630	0.291	-0.032	0.281	0.634	0.261	-0.020

注：1) 夫の所得と妻の所得の両方が把握できる夫婦のサンプルに基づき推計。2) 「就業形態計」には、自営業主、家族従事者、役員、一般常雇者、1年未満の契約の雇用者、家庭内職者、その他、および無業者が含まれる。

夫の年齢階級別に見た妻の所得と家計間の所得格差の関係

続いて、ジニ係数を用いて、全世帯および単婚小家族世帯に分け、夫の年齢階級別に妻の所得と家計間の所得格差との関係を考察する。

全世帯を対象とした図表5-4（上段）を見ると、夫就業形態計においては、夫の年齢が30代～50代のいずれの年齢階層でも、夫の所得のジニ係数は夫婦所得のジニ係数よりも大きく、妻の所得が所得格差の縮小に寄与していることが確認できる。また、夫の年齢階級が高いほど、夫婦所得と夫の所得のジニ係数の差が大きくなっていること、妻の就業が家計間の所得格差の縮小により強く貢献していることが示唆される。

一方、夫一般常雇者に限定した図表5-4（下段）を見ると、夫年齢30代の1991年～2006年、および夫年齢40代の1994年～1997年の期間では、妻の所得を含めた夫婦所得のジニ係数の方が

夫の所得のジニ係数よりも大きく、これらの期間においては妻の所得が所得格差の拡大に寄与していたことがわかる。しかし、夫年齢30代では2009年以降、40代では2000年以降において、夫婦所得のジニ係数が夫の所得のジニ係数を下回るようになり、妻の所得が所得格差の縮小に貢献する方向へと変化していることが確認された。

一方、単婚小家族世帯を対象とした集計を見ると、夫就業形態計（図表5-5上段）では、夫年齢40代および50代のすべての年次において、また夫一般常雇者においても、夫年齢50代のすべての年次で、夫婦所得のジニ係数は夫の所得のジニ係数より小さく、妻の所得が家計間の所得格差の縮小に寄与していることが確認された。さらに、夫就業形態計では、夫年齢30代の1991年～2003年において、また夫一般常雇者（図表5-5下段）では、夫年齢30代の1988年～2006年において、夫婦所得のジニ係数から夫の所得のジニ係数を差し引いた値がプラスとなり、妻の所得が所得格差の拡大に寄与していたことが示された。なお、夫就業形態計および夫一般常雇者のいずれにおいても、夫年齢30代において夫婦所得のジニ係数が夫の所得のジニ係数より小さい年次も存在するが、その差はごくわずかである。

全世帯を対象とした夫一般常雇者世帯（図表5-4）や、単婚小家族世帯を対象とした夫就業形態計および夫一般常雇用者世帯（図表5-5）の2006年までの一部の年次において、夫年齢30代では妻の所得が家計間の所得格差を拡大させる傾向が観察されている。

この要因として考えられるのは、夫年齢30代の世帯では妻が出産適齢期に当たるケースが多く、有配偶女性の間で「子育てをするかしないか」によって労働供給に大きな差が生じている点である。これにより、妻の所得のジニ係数が大きく、妻のグループ内における所得格差が相対的に大きいことが、家計間の所得格差拡大に影響を与えていていると考えられる。一方で、2009年以降、夫年齢30代および40代の単婚小家族世帯では、妻の所得が家計間の所得格差を縮小させる方向へと転じている。この理由として、以下の点が挙げられる。まず、2008年のリーマンショック²⁶の影響により、2009年以降、夫年齢30代・40代の単婚小家族世帯では、夫の所得のジニ係数がそれ以前より大きくなり、夫の所得格差が拡大したことが確認されている（図表5-5）。その結果、不景気下で夫の収入減を補うために妻が就業を増やす「追加的労働効果」が働き、妻の所得が家計間の所得格差の縮小に寄与するようになった可能性がある。夫の失業や収入減に伴う妻の労働供給の増加については、村上（2010）およびKohara（2010）でも確認されている。なお、単婚小家族世帯において夫年齢30代の場合に、妻の所得が夫婦所得の格差を拡大させる効果を持つことについては、「消費生活に関するパネル調査」（1998年～2013年）のデータを用いた坂本・森田（2017）でも同様の結果が示されている。

²⁶ リーマンショックは、2008年9月に米国の投資銀行リーマン・ブラザーズが倒産したことをきっかけに発生した世界的な金融危機である。

図表 5-4 全世帯における所得主体別ジニ係数の変化(夫の年齢階級別)

	夫就業形態計											
	(1e)夫所得・夫年齢			(2e)妻所得・夫年齢			(3e)夫婦合計所得・夫年齢			(3e)-(1e)		
	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代
1985年	0.274	0.312	0.439	0.770	0.698	0.742	0.244	0.275	0.390	-0.030	-0.037	-0.049
1988年	0.277	0.323	0.433	0.789	0.713	0.741	0.246	0.284	0.378	-0.032	-0.039	-0.055
1991年	0.271	0.315	0.416	0.776	0.709	0.721	0.245	0.286	0.366	-0.026	-0.029	-0.050
1994年	0.258	0.301	0.398	0.785	0.720	0.714	0.242	0.273	0.344	-0.016	-0.027	-0.054
1997年	0.262	0.300	0.380	0.781	0.705	0.714	0.241	0.272	0.339	-0.021	-0.028	-0.041
2000年	0.272	0.317	0.390	0.780	0.703	0.705	0.243	0.273	0.336	-0.029	-0.044	-0.053
2003年	0.260	0.300	0.377	0.762	0.692	0.694	0.247	0.276	0.327	-0.013	-0.024	-0.050
2006年	0.274	0.308	0.375	0.762	0.682	0.691	0.244	0.268	0.330	-0.030	-0.040	-0.045
2009年	0.291	0.341	0.394	0.721	0.664	0.669	0.254	0.279	0.334	-0.038	-0.062	-0.060
2012年	0.265	0.322	0.376	0.699	0.667	0.658	0.236	0.264	0.316	-0.029	-0.058	-0.060
2015年	0.271	0.332	0.378	0.671	0.652	0.661	0.223	0.274	0.312	-0.048	-0.058	-0.066
2018年	0.283	0.334	0.366	0.647	0.625	0.624	0.246	0.265	0.287	-0.037	-0.069	-0.078
2021年	0.283	0.311	0.367	0.623	0.617	0.638	0.242	0.257	0.293	-0.041	-0.054	-0.074

	夫一般常雇者											
	(1f)夫所得・夫年齢			(2f)妻所得・夫年齢			(3f)夫婦合計所得・夫年齢			(3f)-(1f)		
	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代
1985年	0.224	0.244	0.323	0.794	0.719	0.752	0.224	0.232	0.303	0.000	-0.011	-0.020
1988年	0.227	0.256	0.321	0.807	0.734	0.748	0.227	0.244	0.302	0.000	-0.011	-0.019
1991年	0.237	0.253	0.314	0.791	0.719	0.717	0.240	0.244	0.295	0.003	-0.008	-0.019
1994年	0.210	0.240	0.307	0.793	0.734	0.728	0.225	0.241	0.288	0.015	0.002	-0.019
1997年	0.224	0.241	0.287	0.790	0.720	0.727	0.236	0.243	0.276	0.012	0.001	-0.011
2000年	0.235	0.261	0.303	0.789	0.716	0.716	0.242	0.258	0.294	0.007	-0.003	-0.009
2003年	0.218	0.241	0.274	0.774	0.712	0.713	0.226	0.240	0.265	0.009	-0.002	-0.009
2006年	0.240	0.253	0.281	0.763	0.700	0.711	0.246	0.242	0.275	0.006	-0.011	-0.006
2009年	0.252	0.283	0.297	0.728	0.680	0.674	0.242	0.267	0.285	-0.010	-0.017	-0.013
2012年	0.232	0.265	0.300	0.703	0.678	0.662	0.232	0.249	0.283	-0.001	-0.015	-0.017
2015年	0.240	0.271	0.297	0.678	0.663	0.676	0.230	0.251	0.278	-0.011	-0.021	-0.018
2018年	0.247	0.282	0.300	0.645	0.632	0.631	0.244	0.257	0.272	-0.002	-0.025	-0.028
2021年	0.254	0.272	0.303	0.622	0.626	0.641	0.246	0.256	0.282	-0.009	-0.015	-0.022

注：夫の所得と妻の所得の両方が把握できる夫婦のサンプルについて推計。

図表 5-5 単婚小家族世帯における所得主体別ジニ係数の変化(夫の年齢階級別)

	夫就業形態計(単婚小家族世帯)											
	(1g)夫所得・夫年齢			(2g)妻所得・夫年齢			(3g)夫婦合計所得・夫年齢			(3g)-(1g)		
	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代
1985年	0.249	0.299	0.429	0.807	0.712	0.740	0.244	0.280	0.397	-0.005	-0.020	-0.033
1988年	0.254	0.312	0.426	0.832	0.731	0.743	0.249	0.295	0.394	-0.004	-0.017	-0.032
1991年	0.247	0.310	0.407	0.817	0.732	0.725	0.249	0.300	0.378	0.002	-0.010	-0.029
1994年	0.237	0.288	0.386	0.826	0.756	0.723	0.248	0.285	0.356	0.011	-0.002	-0.029
1997年	0.237	0.291	0.379	0.805	0.739	0.730	0.243	0.283	0.357	0.006	-0.008	-0.022
2000年	0.247	0.293	0.388	0.803	0.738	0.718	0.247	0.282	0.361	0.000	-0.011	-0.027
2003年	0.250	0.290	0.372	0.779	0.724	0.713	0.253	0.278	0.344	0.003	-0.011	-0.028
2006年	0.248	0.288	0.366	0.769	0.711	0.715	0.248	0.268	0.345	-0.001	-0.020	-0.021
2009年	0.281	0.326	0.390	0.732	0.687	0.685	0.264	0.297	0.355	-0.017	-0.029	-0.036
2012年	0.255	0.308	0.372	0.708	0.680	0.672	0.248	0.280	0.341	-0.007	-0.028	-0.031
2015年	0.253	0.319	0.372	0.678	0.662	0.672	0.236	0.285	0.331	-0.018	-0.034	-0.041
2018年	0.264	0.325	0.362	0.649	0.629	0.632	0.259	0.287	0.317	-0.005	-0.038	-0.044
2021年	0.274	0.296	0.362	0.631	0.622	0.648	0.257	0.271	0.321	-0.017	-0.025	-0.041

	夫一般常雇者(単婚小家族世帯)											
	(1h)夫所得・夫年齢			(2h)妻所得・夫年齢			(3h)夫婦合計所得・夫年齢			(3h)-(1h)		
	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代	30代	40代	50代
1985年	0.215	0.242	0.322	0.833	0.735	0.762	0.214	0.229	0.301	-0.001	-0.013	-0.021
1988年	0.213	0.254	0.321	0.854	0.756	0.756	0.215	0.243	0.299	0.001	-0.011	-0.021
1991年	0.219	0.249	0.311	0.830	0.742	0.724	0.226	0.241	0.290	0.007	-0.008	-0.021
1994年	0.195	0.230	0.305	0.832	0.770	0.738	0.209	0.234	0.284	0.014	0.004	-0.021
1997年	0.206	0.237	0.285	0.815	0.759	0.744	0.218	0.237	0.272	0.012	0.001	-0.013
2000年	0.213	0.246	0.300	0.812	0.750	0.726	0.220	0.240	0.288	0.007	-0.006	-0.012
2003年	0.212	0.236	0.279	0.790	0.750	0.735	0.224	0.238	0.270	0.012	0.002	-0.009
2006年	0.218	0.236	0.281	0.767	0.729	0.733	0.225	0.226	0.274	0.007	-0.011	-0.007
2009年	0.245	0.273	0.297	0.739	0.702	0.692	0.237	0.255	0.282	-0.008	-0.018	-0.015
2012年	0.226	0.255	0.299	0.714	0.694	0.677	0.227	0.242	0.282	0.001	-0.013	-0.016
2015年	0.225	0.263	0.300	0.685	0.676	0.689	0.217	0.244	0.277	-0.007	-0.019	-0.022
2018年	0.230	0.273	0.297	0.647	0.636	0.635	0.231	0.246	0.269	0.001	-0.028	-0.028
2021年	0.247	0.262	0.301	0.630	0.632	0.650	0.240	0.247	0.277	-0.007	-0.015	-0.023

注：夫の所得と妻の所得の両方が把握できる夫婦のサンプルについて推計。

5.3 所得分位値と p90/p10 で見た妻の所得と家計間の所得格差の関係

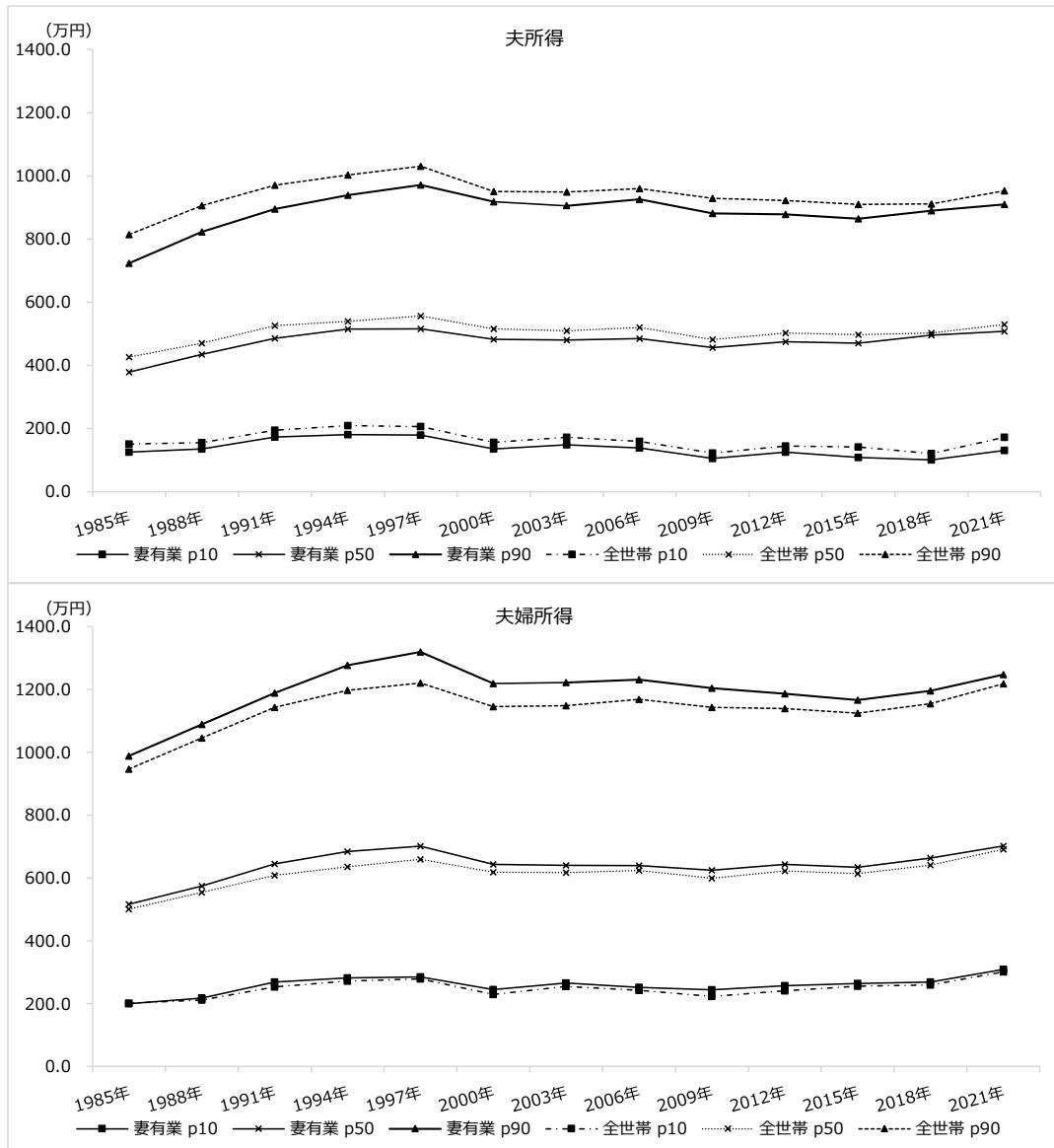
本節では、所得分位値および p90/p10 で見た高所得層と低所得層の相対的な所得格差、ならびに夫の所得と夫婦所得で構成される所得分位の違いに着目し、妻の就業が有配偶世帯の家計間の所得格差に与える影響を考察する。

図表 5-6 は、妻の就業の有無別に、夫の所得および夫婦所得の各分位値を示している。図表 5-6 から、以下の点が確認された。まず、夫の所得に関する各分位値は、妻が有業である世帯と比較して、全体（妻の就業有無を問わない）の方が高く、これは夫の所得が低い世帯ほど妻が就業している傾向、すなわち夫の所得水準と妻の就業との間に負の相関関係があることを示唆している。また、夫婦所得の各分位値は、全体と比較して妻が有業である世帯の方が高く、妻の就業が家計の所得水準を押し上げ、経済状況を改善していることがうかがえる。さらに、図表 5-6 における時系列の推移を見ると、1997 年に各所得分位値が最も高く、その後、2000 年に低下し、2000 年から 2018 年まで概ね横ばいで推移し、2021 年にはわずかに上昇している。所得分位値が最も高くなった 1997 年は、賃金統計においても全国的に賃金水準がピークを迎えた年である²⁷。

²⁷ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」における常用労働者の平均月間現金給与額の 1947 年～2023 年推移を見ると、1997 年に最高値を記録している。（「毎月勤労統計調査」の平均月間現金給与額の時系列推移は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「早わかり グラフでみる長期労働統計図 1 賃金」で示されている。

<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0401.html> 最終閲覧日：2025 年 1 月 31 日）

図表 5-6 妻の就業の有無別に見た夫の所得および夫婦所得の分位値(夫の年齢 25~59 歳)



注：夫の所得と妻の所得の両方が把握できる夫婦のサンプルについて集計。

次に、p90/p10 で見た高所得層と低所得層の相対的な所得差に着目し、妻の所得が所得格差に与える影響を考察する。図表 5-7 は、全世帯および単婚小家族世帯に分け、夫の年齢階級別に、夫の所得および夫婦所得の p90/p10 の水準とその差分を示している。まず、全世帯・単婚小家族世帯のいずれにおいても、25~59 歳全体、および 40 代・50 代の年齢階層では、夫婦所得に基づく p90/p10 の値が、夫の所得に基づく値よりも小さく、妻の就業によって所得上位(p90)と下位(p10)の差が縮小し、所得格差の縮小に寄与していることが確認された。また、夫の年齢階級別に見ると、妻の就業による所得格差の縮小効果は、夫の年齢が高いほど顕著であることが示される。夫年齢 30 代では、全世帯・単婚小家族世帯のいずれの場合でも、夫婦所得と夫の所得の p90/p10 の差は小さく、両者の相対所得差に大きな違いは見られない。なお、全世帯を対象とした場合、2009 年

以降は、夫年齢 30 代における p90/p10 の相対所得差は、夫婦所得の方が夫の所得よりもやや小さくなってしまっており、わずかではあるが格差縮小効果が見られる。

図表 5-7 p90/p10 に基づく所得格差の動向

	全世帯											
	(1i)夫所得p90/p10				(2i)夫婦所得p90/p10				(2i)-(1i)			
	25~59歳	30代	40代	50代	25~59歳	30代	40代	50代	25~59歳	30代	40代	50代
1985年	5.4	3.5	4.4	12.8	4.7	3.5	4.1	8.0	-0.7	0.0	-0.4	-4.8
1988年	5.8	3.6	4.6	16.0	4.9	3.5	4.0	8.9	-0.9	-0.1	-0.5	-7.2
1991年	5.0	3.3	4.4	10.9	4.5	3.2	3.9	7.6	-0.5	-0.1	-0.4	-3.3
1994年	4.8	3.0	4.1	8.4	4.4	3.1	3.9	6.3	-0.4	0.0	-0.2	-2.1
1997年	5.0	3.3	4.2	7.4	4.4	3.3	3.9	5.8	-0.6	-0.1	-0.3	-1.6
2000年	6.1	3.8	4.6	10.2	5.0	3.5	4.3	6.7	-1.1	-0.3	-0.3	-3.4
2003年	5.5	3.3	4.6	8.9	4.5	3.3	4.0	6.1	-1.0	0.0	-0.6	-2.8
2006年	6.0	3.8	4.7	8.8	4.8	3.8	4.2	6.2	-1.2	0.0	-0.5	-2.6
2009年	7.6	3.9	6.1	14.1	5.1	3.7	4.5	6.7	-2.5	-0.2	-1.7	-7.4
2012年	6.4	3.5	6.0	11.8	4.7	3.4	4.5	6.3	-1.6	-0.1	-1.5	-5.5
2015年	6.4	4.1	5.2	11.5	4.4	3.4	3.9	5.7	-2.0	-0.7	-1.3	-5.8
2018年	7.6	3.8	7.1	10.0	4.5	3.4	4.4	5.1	-3.1	-0.4	-2.7	-4.9
2021年	5.5	3.8	4.5	9.8	4.1	3.4	3.7	4.8	-1.5	-0.4	-0.8	-4.9
	単婚小家族世帯											
	(1j)夫所得p90/p10				(2j)夫婦所得p90/p10				(2j)-(1j)			
	25~59歳	30代	40代	50代	25~59歳	30代	40代	50代	25~59歳	30代	40代	50代
1985年	4.7	3.0	4.2	11.8	4.2	2.9	3.8	7.5	-0.5	-0.1	-0.4	-4.3
1988年	4.9	3.0	4.3	12.8	4.4	3.1	3.9	7.9	-0.6	0.1	-0.4	-4.9
1991年	4.7	2.8	4.2	10.3	4.3	2.9	3.8	7.0	-0.5	0.1	-0.4	-3.3
1994年	4.3	2.6	3.8	7.6	3.9	2.7	3.7	5.9	-0.4	0.1	-0.1	-1.7
1997年	4.3	2.7	4.0	7.2	4.0	2.8	3.7	5.8	-0.3	0.1	-0.2	-1.4
2000年	5.2	3.0	4.1	10.2	4.4	3.0	3.9	6.5	-0.8	0.0	-0.3	-3.6
2003年	4.9	3.1	4.1	8.3	4.3	3.1	4.0	5.9	-0.5	-0.1	-0.2	-2.4
2006年	4.7	3.3	4.1	8.3	4.2	3.1	3.7	6.1	-0.5	-0.1	-0.4	-2.3
2009年	6.2	3.4	4.9	13.8	4.6	3.3	4.0	6.7	-1.6	-0.1	-0.9	-7.1
2012年	5.4	3.2	5.0	10.3	4.3	3.1	3.8	6.1	-1.1	-0.1	-1.2	-4.2
2015年	5.2	3.2	4.7	10.1	3.9	3.0	3.6	5.3	-1.3	-0.3	-1.1	-4.8
2018年	5.2	3.1	5.2	8.6	4.0	3.1	4.0	5.1	-1.2	0.0	-1.2	-3.6
2021年	4.8	3.3	3.9	9.2	3.8	3.0	3.5	4.6	-1.0	-0.3	-0.4	-4.6

注：夫の年齢を用いている。

続いて、夫の所得と夫婦所得に基づく所得分位の違いを確認することで、妻の所得が家計の経済状況に与える影響を検討する。図表 5-8 は、妻の就業の有無別に、夫の所得分位と夫婦所得の分位の差異を示している。図表 5-8 から、以下の点が確認された。妻が有業である世帯では、夫の所得に基づく所得分位と比較して、夫婦所得の所得分位がより高い世帯の割合が多く、一方、妻が無業の世帯では、夫婦所得の分位が夫の所得分位よりも低い家計の割合が高くなっている²⁸。これらの結果から、妻の就業は家計の経済状況の改善に寄与していることが示唆される。

²⁸ 図表 5-8において、妻が無業の世帯であっても、夫の所得に基づいて作成した所得分位と比較して、夫婦所得に基づく所得分位がわずかに上昇しているケースが見られる。これは、「国民生活基礎調査」において、就業形態が調査時点の情報であるのに対し、稼働所得は調査前年 1 年間の情報であるため、両者の間に時間的なずれが生じていることが原因と考えられる。

図表 5-8 妻の就業の有無別に見た夫の所得および夫婦所得の所得分位の違い(夫の年齢 25~59 歳)

	妻有業				
	同じ所得分位	第1四分位→第(2~4)四分位	第2四分位→第(3~4)四分位	第3四分位→第4四分位	それ以外
1985年	68.4	8.2	9.7	7.2	6.5
1988年	70.6	7.0	8.5	6.6	7.3
1991年	71.4	6.8	8.3	6.5	7.0
1994年	69.9	7.1	9.2	7.1	6.8
1997年	72.0	7.0	8.1	6.4	6.4
2000年	74.5	5.7	7.1	5.6	7.2
2003年	75.1	5.5	6.7	5.4	7.3
2006年	76.5	5.8	6.0	5.0	6.6
2009年	77.4	5.1	5.8	4.8	6.9
2012年	76.0	5.6	6.0	4.8	7.7
2015年	76.5	5.0	5.7	4.3	8.4
2018年	77.0	4.7	5.8	3.9	8.6
2021年	75.5	4.9	5.3	4.3	10.0
	妻無業				
	同じ所得分位	第1四分位→第(2~4)四分位	第2四分位→第(3~4)四分位	第3四分位→第4四分位	それ以外
1985年	79.3	1.1	1.0	0.6	18.0
1988年	81.7	0.8	0.8	0.5	16.2
1991年	81.9	0.7	0.8	0.4	16.2
1994年	79.9	0.9	0.8	0.4	18.0
1997年	82.6	0.7	0.7	0.4	15.5
2000年	85.2	0.1	0.1	0.1	14.6
2003年	86.2	0.3	0.4	0.2	12.9
2006年	86.7	0.4	0.2	0.3	12.4
2009年	86.5	0.6	0.3	0.2	12.3
2012年	86.9	0.4	0.3	0.3	12.1
2015年	87.0	0.5	0.4	0.2	11.9
2018年	88.9	0.3	0.4	0.2	10.3
2021年	90.1	0.1	0.3	0.2	9.3

注：所得分位値は、妻が有業・無業のいずれの場合も含めたすべての有配偶世帯のデータに基づき、年次ごとに作成されている。

6. 結論

本稿は「国民生活基礎調査」（1986 年～2022 年）の個票データを用いて、妻の就業が有配偶世帯の家計間の所得格差の構造にどのような影響を与えているのかを分析した。分析では、まず、学歴および所得に基づく同類婚の傾向変化、夫の所得水準と妻の有業率・所得割合との関係を確認した上で、夫の所得と夫婦所得のジニ係数、p90/p10、所得分位などの統計指標を用い、妻の所得が有配偶世帯の家計間の所得格差に与える影響を考察した。

本稿の分析結果は以下の通りである。

- 1) 学歴・所得のいずれの指標においても、パワーカップル（高学歴・高所得の夫婦）の増加とウィークカップル（低学歴・低所得の夫婦）の減少が確認された。特に、低所得男性および低学歴の男女を中心に晩婚化・未婚化が進行しており、ウィークカップルの減少割合がパワーカップルの増加割合を大きく上回っている。
- 2) 夫の所得水準にかかわらず、妻の有業率は上昇している。夫が低所得である場合、妻の有業

率は引き続き高いが、夫が高所得である場合においても、妻の有業率の上昇幅が大きく、夫の所得水準と妻の就業との間に見られていた負の相関関係が弱まりつつある。また、夫の所得の高低を問わず、妻の所得が夫婦所得に占める割合も上昇しているが、特に夫が低所得の世帯ではその割合が高く、上昇幅も大きい。これは、夫が低所得である家計において、妻の所得が家計全体に与える影響が相対的に大きいことを示している。さらに、夫が高所得で妻の年齢が39歳以下の世帯では、妻の所得割合の上昇幅が特に大きく、妻の所得が家計に与える影響力が強まっていることが示唆される。

3) 夫年齢25~59歳の夫婦に着目し、夫婦所得のジニ係数と夫の所得のジニ係数を比較することで、妻の所得が家計間の所得格差に与える影響を考察した結果、夫就業形態計および夫一般常雇者世帯のいずれにおいても、夫婦所得のジニ係数は夫の所得のジニ係数よりも小さく、妻の就業が家計間の所得格差の縮小に寄与していることが確認された。また、夫就業形態計の方が、夫婦所得と夫の所得とのジニ係数の差が大きく、妻の所得の寄与度が相対的に高いことが示唆される。夫の年齢階級別に見ると、夫一般常雇者の場合、夫年齢30代の1991年~2006年、夫年齢40代の1994年~1997年においては、妻の所得を含めた夫婦所得のジニ係数が夫の所得のジニ係数を上回っており、これらの期間には妻の所得が家計間の所得格差の拡大に寄与していたことが示される。しかし、夫年齢30代では2009年以降、40代では2000年以降になると、夫婦所得のジニ係数は夫の所得のジニ係数を下回るようになり、妻の所得が格差縮小の方向に作用していることが確認された。

4) p90/p10で見た高所得層と低所得層の相対的な所得差に着目し、妻の所得が与える影響を考察した結果、25~59歳全体、および40代・50代の年齢グループにおいては、夫の所得に比べ、夫婦所得に基づくp90/p10の値が小さく、妻の就業によりp90の高所得とp10の低所得の差が縮小し、所得格差の縮小に寄与していることが確認された。さらに、夫の年齢階級別に見ると、妻の就業による所得格差の縮小効果は、夫の年齢が高いほど顕著であることが示された。

5) 夫の所得および夫婦所得に基づいて作成した所得分位の違いを確認することで、妻の所得が家計の経済状況に与える影響を考察した結果、妻が就業している世帯では、夫の所得に基づく所得分位と比較して、夫婦所得に基づく所得分位がより高い世帯の割合が多く、妻の就業によって家計の経済状況が改善していることが示唆された。

本稿の分析結果から、有配偶女性のグループ内における所得格差は時系列的に縮小傾向にあり、また、夫の所得水準と妻の就業との負の相関関係も徐々に弱まりつつあることが確認された。加えて、特に夫が低所得の世帯を中心に、妻の所得が夫婦所得に占める割合は大きく上昇しており、妻の所得が家計の経済状況に与える影響力が強まっていることが示された。さらに、妻の所得は夫年齢40代および50代の世帯において、家計間の所得格差を縮小させる効果を持っており、とりわけ近年では、夫の所得と夫婦所得との間におけるジニ係数やp90/p10といった相対的所得格差の差が拡大しており、妻の所得による所得格差の縮小効果が一層大きくなっていることが明らかとなった。有配偶女性に対する就業支援は、労働力確保策にとどまらず、所得格差の是正策としても

重要な政策的意義を持つことが示唆される。

本稿では、夫の所得と夫婦所得の格差状況の違いを比較することにより、妻の所得が家計間の所得格差に与える影響を検討した。しかし、家計における個人の経済的厚生水準をより正確に測定するには、夫婦の合計所得ではなく、世帯人員数を考慮した等価可処分所得を用いるべきである。その場合、世帯構成や子どもの人数といった要素も考慮する必要があるため、本稿では、妻の就業および所得が家計間の所得格差に与える影響をできる限りシンプルな形で把握することを目的とした。また、本稿の分析は年間の稼働所得に基づいて行ったが、Shaw (1989)で指摘されているように、有配偶女性の労働供給は出産や育児の影響を受けやすく、年間所得と生涯所得とでは、妻の所得が家計間の所得格差に及ぼす影響に違いがある可能性がある。これらの点については、今後の課題として検討を深めていく必要がある。

参考文献

- Abe, Y., & Oishi, A. S. (2007). The Role of Married Women's Labor Supply on Family Earnings Distribution in Japan. *Journal of Income Distribution*, 16(3-4), 110-127.
- Austen, S., & Redmond, G. (2013). Male Earnings Inequality, Women's Earnings, and Family Income Inequality in Australia, 1982-2007. *Journal of Economic Issues*, 47(1), 33-61.
- Cancian, M., & Reed, D. (1998). Assessing the Effects of Wives' Earnings on Family Income Inequality. *Review of Economics and Statistics*, 80(1), 73-79.
- Blau, F. D., & Kahn, L. M. (2017). The Gender Wage Gap: Extent, Trends, and Explanations. *Journal of Economic Literature*, 55(3), 789-865.
- Choo, E., & Siow, A. (2006). Who Marries Whom and Why. *Journal of Political Economy*, 114(1), 175-201.
- Daly, M. C., & Valletta, R. G. (2006). Inequality and Poverty in United States: The Effects of Rising Dispersion of Men's Earnings and Changing Family Behaviour. *Economica*, 73(289), 75-98.
- Danziger, S. (1980). Do Working Wives Increase Family Income Inequality. *The Journal of Human Resources*, 15(3), 444-451.
- Douglas, P. H. (1934). The theory of wages. New York: Kelley and Milman Inc.
- Greenwood, J., Guner, N., Kocharkov, G., & Santos, C. (2014). Marry Your Like : Assortative Mating and Income Inequality. *The American Economic Review*, 104 (5), 348-353.
- Kohara, M. (2010). The Response of Japanese Wives' Labor Supply to Husbands' Job Loss. *Journal of Population Economics*, 23, 1133-1149.
- Juhn, C., & Murphy, K. M. (1997). Wage Inequality and Family Labor Supply. *Journal of Labor Economics*, 15(1), 72-97.

- Maxwell, N. L. (1990). Changing Female Labor Force Participation Influences on Income Inequality and Distribution. *Social Forces*, 68(4), 1251–1266.
- Morissette, R., & Hou, F. (2008). Does the Labour Supply of Wives Respond to Husbands' Wages? Canadian Evidence from Micro Data and Grouped Data. *The Canadian Journal of Economics*, 41(4), 1185–1210.
- Nieuwenhuis, R., van der Kolk, H., & Need, A. (2017). Women's Earnings and Household ISnequality in OECD Countries, 1973–2013. *Acta Sociologica*, 60(1), 3–20.
- Schwartz, C. R., & Mare, R. D. (2005). Trends in Educational Assortative Marriage from 1940 to 2003. *Demography*, 42(4), 621-646.
- Shaw, K. L. (1989). Intertemporal Labor Supply and the Distribution of Family Income. *The Review of Economics and Statistics*, 71(2), 196–205
- Swidinsky, R. (1983). Working Wives, Income Distribution and Poverty. *Canadian Public Policy*, 9(1), 71–80.
- Mincer, J., & Polachek, S. (1974). Family Investments in Human Capital: Earnings of Women. *Journal of Political Economy*, 82(2, Part 2), S76-S108.
- 阿部由紀子・大石希子（2006）「妻の所得が世帯所得に及ぼす影響」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配－格差拡大と政策の役割』東京大学出版会, 185-210.
- 有澤廣巳（1956）「賃金構造と経済構造 低賃金の意義と背景」中山伊知郎編『賃金基本調査』, 東洋経済新報社, 40-57.
- 岩澤美帆（2013）「失われた結婚,増大する結婚：初婚タイプ別初婚表を用いた 1970 年代以降の未婚化と初婚構造の分析」『人口問題研究』69 (2) ,1-34.
- 浦川邦夫（2007）「家族の変容と教育意欲の世帯間格差に関する考察」『経済学研究 年報』, 54, 107-126.
- 尾嶋史章（2011）「妻の就業と所得格差」佐藤嘉倫・尾嶋史章編『現代の階層社会 1 格差と多様性』東京大学出版会, 113-127.
- 何芳「女性の稼得能力は結婚を妨げるのか」『生活経済学研究』, 47, 129-146.
- 川口章（2002）「ダグラス=有澤法則は有効なのか」『日本労働研究雑誌』, 501,18-21.
- 小原美紀(2001)「専業主婦は裕福な家庭の象徴か?-妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』, 43(8), 15-29.
- 坂本和靖・森田陽子（2017）「妻の所得が夫妻所得の格差に与える影響に関する分析: 妻の就業, 就業履歴と所得格差」『国際公共政策研究』, 22(1), 37-48.
- 佐々木昇一（2019）「日本における学歴同類婚と妻の労働供給が家計所得の変動に与える影響に関する実証分析」『生活経済学研究』, 50, 19-34.
- 武内真美子(2007)『ダグラス= 有澤法則』 に関する一考察. 国際公共政策研究, 11(2), 125-141.
- 橋木俊詔・八木匡(1994)「所得分配の現状と最近の推移：帰属家賃と株式のキャピタルゲインの推

- 計と併せて」 石川経夫編『日本の所得と資産の分配』東京大学出版会, 23-58.
- 福田節也（2012）「消費生活に関するパネル調査を用いた分析：結婚形成における女性の稼得能力の役割」 安藏伸治・小島宏『ミクロデータの計量人口学』原書房, 93-125.
- 真鍋倫子（2005）「夫の収入と妻の就業の関係の変化ーその背景と帰結ー」『東京学芸大学紀要』56, 71-78.
- 村上あかね（2010）「夫の【失業】にともなう家族生活の変化」『日本労働研究雑誌』, 52(5), 38-47.
- 三輪哲（2007）「日本における学歴同類婚趨勢の再検討」『家族形成に関する実証研究』 SSJDA-37, 81-94